

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護事業者

① 指定更新申請に必要な書類 (法第70条の2及び規則第116条第3項並びに法第115条の11及び規則第140条の5第3項)

- 1) 第5号様式 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者指定(許可)更新申請書
- 2) 付表3 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者の指定に係る記載事項
- 3) 更新手数料 9,000円(指定居宅サービス)、3,000円(指定介護予防サービス)(大分県収入証紙にて納付)
- 4) 添付書類(下記の「訪問看護・介護予防訪問看護事業者添付書類一覧」に記載されている書類を添付してください。)

なお、既に県知事に対して提出している、1・5・7・8に掲げる添付書類の内容に変更がないときは、
これらの書類を省略できます。(介護予防のみの更新の場合は、2・6に掲げる書類も省略可)
- 5) チェックリスト(自己点検したうえで提出すること)

《訪問看護・介護予防訪問看護事業者添付書類一覧》

番号	添付書類	摘要	居宅サービス	介護予防
1	申請者の登記事項証明書 又は条例等	① 「 <u>介護保険法に基づく訪問看護事業(居宅サービス事業でも可)</u> 」 又は「 <u>介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業(介護予防サービス事業でも可)</u> 」を実施する旨記載された登記事項証明書の 原本 を添付してください。 ② 条例にあっては、公布したものの写しを添付してください。 ③ 事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは添付する必要はありません。	省略可	省略可
2	従業者の勤務の体制及び 勤務形態一覧表	参考様式1 及びその記載例を参照のうえ作成してください。 注1 「サービス種類」欄には、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はその両方を記載してください。 注2 訪問看護事業・介護予防訪問看護事業に係る従業者全員(管理者を含む。)の毎日の勤務すべき時間数は、 更新日から 4週間分を記入してください。 注3 「職種」ごとに「勤務形態(注5参照)」の区分順にまとめて記載してください。 注4 「職種」欄には、「管理者」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」「その他」等記載してください。 注5 「勤務形態」欄には、A(常勤で専従)、B(常勤で兼務)、C(非常勤で専従)、D(非常勤で兼務)のいずれかを記載してください。	○	省略可
3	事業所に係る組織体制図	参考様式18 を参照のうえ同一法人内の事業所(居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、有料老人ホーム、他法によるサービス)間の従業者の兼務の状況がわかるように作成してください。	○	○
4	看護職員等の資格を有することを証する書類	① 事業所の看護職員について、保健師、看護師又は准看護師の免許証の写しを添付してください。 ② 事業所の理学療法士又、作業療法士又は言語聴覚士について、理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写しを添付してください。 添付された書類と現在の姓が異なる場合は、改姓したことを証明できる書類を添付してください。	○	○

5	事業所の平面図、位置図、写真、賃貸借契約書等	<p>① 参考様式 3を参照のうえ事業所の用途及び面積を明示した平面図と、写真（平面図に写真番号と撮影方向記載のこと）を添付してください。</p> <p>② 他の事業と同一の事務室である場合は、①の図面上、指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業を行うための区画を明確にしてください。</p> <p>③ 下記 1 1 に該当する事務所がある場合は、事業所、事務所ごとに添付してください。</p> <p>④ 施設を法人が所有している場合は参考様式 2 0を参照のうえ、その旨を証する書類、施設を借りている場合は、賃貸借契約書（無償で借りる場合は使用貸借契約書）を添付してください。</p> <p>⑤ 事業所の位置が分かる書類（住宅地図で可）を添付してください。</p>	省略可	省略可
6	運営規程	<p>以下を参照のうえ作成してください。</p> <p>（参考）運営規程において定めるべき事項（大分県規則参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業の目的及び運営の方針 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 3) 営業日及び営業時間 4) 指定（介護予防）訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 5) 通常の事業の実施地域 6) 緊急時等における対応方法 7) 苦情処理に関する事項 8) 虐待の防止のための措置に関する事項（R3. 4. 1 改正） 9) その他運営に関する重要事項 	○	省略可
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<p>参考様式 6を参照のうえ次の事項等を記載した書類を作成してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者等からの相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 2) 円滑かつ迅速に苦情処理等を行うための体制・手順 3) その他の参考事項 	省略可	省略可
8	申請する事業所所在地以外の場所で、当該事業所の一部として使用される事務所に係る名称、所在地等	<p>該当する事務所がある場合のみ次の事項を確認できる書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該事務所の名称、所在地、連絡先、勤務する従業者数等 2) 申請に係る事業所と当該事務所が一体的に運用されていることがわかる書類（事業所全体の組織図、連絡体制等） 	省略可	省略可
9	誓約書（参考様式 11, 参考様式 12, 参考様式 16-2）	<p>① 介護保険法に係る誓約事項 訪問看護は参考様式 1 1を、介護予防訪問看護は参考様式 1 2を参照し、申請者及び役員・管理者名簿に記載される者が誓約内容を確認したうえで、作成してください。</p> <p>② 暴力団排除に係る誓約事項 全法人代表者は、「暴力団排除に係る誓約書（参考様式 1 6-2）」の内容を確認したうえで作成してください。県警への照会は、申請（代表者の変更）の都度行いますので、必ず添付してください。</p>	○	○

○：要提出